

●第2回行政連絡会議概要

平成17年11月24日～12月9日 県内7県民局単位で開催 出席者47名

意見交換での市町村等からの主な意見

- 自治会が企画段階から入って資源ステーションの運営を行っているので、町への苦情はない。地元で解決している。容リ対象プラは収集回数が少ないので、スーパーの協力を得て、スーパーでの拠点回収を町として行っている。スーパーとしても買い物に来てもらえるのでメリットがある。
- 事業の見直しを進める中でコストデータの提供が求められており、廃棄物会計にも関心がある。

市町村等からの質問及び質問に対する県の回答

【モデル事業】

Q: 来年度のモデル事業について、正式にはいつ手を挙げればよいか？

A: 予算が確定していないので正式には来年4月以降になるが、事前協議はいつでも受け付けているので随時連絡をいただきたい。

Q: 市町村合併を控え、予算も流動的であり、新規事業が組めない状況にある。また、総合支所単位では予算的に見ると前年度比較においても非常に厳しい状況である。

A: 津地区については、10市町村の合併であり、ごみ処理形態も当面従来の方式と聞いている。合併を機会に今後の新たなごみ処理システムについて、廃棄物会計などのツールを活用し、検討することも一つの方法と考えている。

事務処理においては、4月当初から補助事業の要望調査を行うが、予算残があれば、新たな市の予算が確定した時点(6月頃)の要望でも対応可能と思われる。適宜情報提供を行うので検討されたい。

【一般廃棄物実態調査】

Q: 平成18年1月1日に合併となるが、今後のデータの取り扱いについてはどのようにするのか？

A: 基本的には、合併後も旧市町村単位でごみ処理が行われることから、調査の単位は旧市町村の単位になると考えられる。

Q: 資源物を回収してきてストックヤードで必要があれば手選別をして再生業者へ出している。これは直接資源化として計上するのか、もしくは資源化施設から出る資源化として計上すべきなのか。直接資源化の定義を教えて欲しい。

A: マニュアルに「資源ごみ等で収集後、資源化処理施設を経ずに直接（保管を含む）再生業者等に搬入されたものは直接資源化に計上」とある。この場合は資源化施設による資源化量として計上してください。このような実態調査の疑義事項も含めたチェックリストをホームページ上でも掲載していきたい。

【その他】

Q: 家電リサイクル法については、不法投棄が継続しており市町村として困っている。

A: 国に対し国家予算要望などの機会を捉えて、法改正などの要望を行っている。

Q: 仕事の関係などから収集日の前々日からステーションにごみ出しができる地区もある。出しやすくなって良いという意見もあるが、その管理に労力がある。ごみ減量化モデル事業の伊勢市の場合、地元自治会とのトラブルのようなものはないのか？

A: 伊勢市では現在、自治会にステーションの管理を委託している。自治会から交代で管理者を出し、フェイストゥフェイスで住民に出し方等を指導したりして住民同士の交流の場となっている。